

新校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第1期実施方策(以下「第1期実施方策」という。)に基づき、新たに設置する高校(以下「新校」という。)を円滑に開校するため、新校準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、新校ごとにそれぞれ設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 新校の基本計画に関し、意見を述べること。
- 二 新校の校名に関し、意見を述べること。
- 三 前二号のほか新校の開設準備に協力すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる者の中から教育長が依頼又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

第 7 条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

(委員会の庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 1 2 月 1 7 日から施行する。

別表第 1

地元関係者	行政関係者
	教育関係者
	産業関係者
学校関係者	地元中学校長
	第 1 期実施方策に掲げる対象校 P T A 等関係者
県教育委員会	魅力ある高校づくり課を所管する県立学校部副部長 魅力ある高校づくり課長 第 1 期実施方策に掲げる対象校校長

別表第 2

	委員会名	委員長	副委員長
1	児玉新校 準備委員会	魅力ある高校づくり課を所管する県立学校部副部長	児玉白楊高等学校長 児玉高等学校長
2	飯能新校 準備委員会	魅力ある高校づくり課を所管する県立学校部副部長	飯能高等学校長 飯能南高等学校長